

2021年3月1日

ご利用者様
ご家族様

社会福祉法人 こころの窓
通所施設 青い鳥
管理者 田中研吾

緊急事態宣言解除後（3月1日以降）の「青い鳥」の運営につきまして

ご利用者、ご家族の皆さまにおかれましては、長期にわたる新型コロナウイルス感染症予防対策へのご協力を賜り、誠に有難うございます。

さて、10都道府県を対象に発令されていた2回目の緊急事態宣言が、本日、大阪府を含む6府県で解除されました。

宣言解除を受け、「青い鳥」は3月1日（月）より緊急事態宣言発令前（1月13日以前）のレベルまで各活動の自粛を緩和します。

- ・ミュージック・ケア及びフィットネスを再開します。
- ・近隣散歩の参加人数制限を緩和します。
- ・ドライブを再開します。
- ・ご利用者による新聞回収作業を再開します。
- ・音楽鑑賞及びDVD鑑賞を再開します。
- ・その他、いずれの活動においても「3密を避ける」「飛沫を抑える」ことを基本に、感染リスクを勘案しながら、徐々に制限の緩和を検討、実施していきます。今後の活動自粛の緩和に不安を感じるご利用者、ご家族の皆さまは、ご遠慮なく担当にご相談ください。

また、この1月より試験的に使用している使い捨て歯ブラシにつきまして、この2ヶ月間の運用で特に支障はみられないため、2021年4月より正式に導入いたします。お使いの皆さまにはご利用料として月額100円のご請求となりますので、ご了承くださいませようお願い申し上げます。